

令和5年5月29日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和5年6月～8月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和5年6月中旬～8月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

新型コロナウイルスの取り扱いが変わってきていますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

5月からのコロナ対策

- 会場入り口へのアルコール消毒器等の設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 職長教育等グループ討議を行う講習会は、当会にて、N95規格のマスクを配付します。（着用は自己判断）また、実技研修の際には内容により使い捨て手袋等の配付します。

6月19日（月）～20日（火）

有機溶剤作業主任者講習

定員になりました。

6月21日（水）～22日（木）

第一種衛生管理者受験準備講習

この講習会では、過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース（講習2日+模擬試験）、2日コース（講習2日）、1日コース（模擬試験）の3コースを設けています。

なお、本年の衛生管理者等の国家試験の出張試験は8月22日（火）にアイメッセ山梨にて行います。

なお、出張試験の申込み受付期間は、6月9日（金）～6月22日（木）までの間、郵送（簡易書留、レターパックプラス）のみで受け付けます。（当日消印有効）

6月27日（火）～28日（水）

第二種衛生管理者受験準備講習

上記第一種衛生管理者をご覧ください。

7月3日（月） **（日程変更：7月19日開催予定から変更しています。）**

酸素欠乏危険作業等特別教育

実技があるため、定員は多くありません。受講希望の方は、早めのお申し込みを！

7月5日（水）

研削といし交換にかかる特別教育（自由研削）

実習があるため、定員を増やせません。

7月12日（水）

高齢者安全対策研修

今年度新たな講習会です。近年、高齢労働者の就労者数が増えるだけでなく、労働災害の発生比率も他の年齢層に比べて高くなっています。企業として労働災害の削減を図っていくためには高齢労働者対策が重要なものとなっています。

そこで、安全衛生担当者として高齢労働者の特性を理解し、どのようにリスク管理をしていくのか、また、高齢労働者が自らの身体機能変化を認識し、どのように体力維持を図ってもらうか等について、講義や実習を通じて学んでいきます。

7月18日（火）

衛生管理者準備講習（第一種：模擬試験）

7月20日（木）

衛生管理者準備講習（第二種：模擬試験）

7月24日（月）

安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

今年度新たな講習会です。リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

7月26日（水）～27日（木）

乾燥設備作業主任者技能講習

作業主任者の選任が必要な設備は、以下のとおり。ご確認を！

- 1 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1㎡以上
- 2 乾燥設備のうち、危険物以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの
最大消費量が、固体燃料……毎時10kg 以上
液体燃料……毎時10L 以上
気体燃料……毎時1㎡以上
- 3 熱源として電力を使用するもの、定格消費電力が10kW 以上

8月1日（火）

特定粉じん作業特別教育

8月2日（水）～2日（木）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。
グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、本年**4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となっております。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなり、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

8月8日（火）～9日（水）

有機溶剤作業主任者講習

最近は、定員に達することが多いです。お早めの対応をお勧めします。

8月23日（水）～24日（木）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

8月29日（火）・30日（水）・31日（木）（申込みは全基連へ）

外国人技能実習制度関係者養成講座

29日（火）技能実習責任者（受講が義務化されています）

30日（水）技能実習指導員（受講により加点があります）

31日（木）生活指導員（受講により加点があります）

<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>

申込み期間は、6月30日15:00～8月7日までになります。



令和5年7月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、

6月8日（木）13時を予定しています。



山梨県労働基準協会 HPへ

